

平成26年10月17日（金）

於・特許庁16階 特別会議室

## 産業構造審議会知的財産分科会

### 第9回特許制度小委員会

#### 議 事 録

特 許 庁

## 目 次

1. 日 時： 平成26年10月17日（金） 14時00分から16時00分
2. 場 所： 特許庁庁舎16階 特別会議室
3. 出席委員： 大淵委員長、赤井委員、飯田委員、井上委員、片山委員、北森委員、後藤委員、鈴木委員、高橋委員、土田委員、土井委員、中村委員、西委員、萩原委員、宮島委員、矢野委員、山本委員、澤井様（和田委員代理）
4. 議事次第：
  - ・開会
  - ・特許法条約（PLT）及び商標法に関するシンガポール条約（STLT）への加入について
  - ・職務発明制度の在り方について（案）
  - ・閉会

## 1. 開 会

○大淵委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第9回特許制度小委員会を開催いたします。

本日も御多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日は茶園委員、水町委員、和田委員が御欠席でございます。和田委員の代理として澤井様に御出席いただいております。土田委員は所用のため、遅れて来られると伺っております。

それでは、本日の議題について御紹介させていただきます。本日の議題はお手元の議事次第にありますとおり、「特許法条約 (PLT) 及び商標法に関するシンガポール条約 (STLT) への加入について」という点と、それから「職務発明制度の在り方について (案)」の2点でございます。

それでは、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○中野制度審議室長 よろしく申し上げます。配布資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料は座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほか、資料1「特許法条約 (PLT) 及び商標法に関するシンガポール条約 (STLT) への加入について」という横長の資料です。資料2が裏表になっておりますが、「職務発明制度の見直しの方向性 (案)」でございます。あとは参考資料でございます。参考資料1「特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約への加入に当たって必要となる措置等について」という資料、それから参考資料2「職務発明制度の見直しに際しての円滑な移行に関する意見 (日本商工会議所)」というもの、それから参考資料3「意見書 (医学系大学産学連携ネットワーク協議会 (medU-net))」とあるものです。参考資料4「職務発明制度の在り方に関する追加意見書 (日本弁護士連合会)」とあるものです。それから「職務発明制度見直しに関する意見書 (産学連携学会)」、これは参考資料5でございます。参考資料6「職務発明制度の規定整備に向けて (日本弁理士会)」とあるものです。それから、参考資料7「職務発明に関する特許法改正の動きに対する要望 (七大学産学連携本部長)」とあるものです。最後に参考資料8「第9回特許制度小委員会「資料2 職務発明制度の見直しの方向性 (案)」に関する

る意見（和田委員、萩原委員、鈴木委員、矢野委員）」とあるものです。加えまして、前回同様、こちらの2つの冊子、「企業等における特許法第35条の制度運用に係る課題及びその解決方法に関する調査研究報告書」と「職務発明に関する各国の制度・運用から見た研究者・技術者等の人材流出に関する調査研究報告書」という参考の文献を合わせて3冊机上に配布してございます。資料は以上でございますが、不足等ございましたらおっしゃっていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

あと一点、お願いがございます。前回までと同様、御発言なさる際にはお手元のマイクのスイッチをお入れいただきまして、こちらのほうから指名されましたらマイクに近づけて御発言いただくようお願いいたします。

それから、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきますので、撮影されるプレスの方々は御退場いただければと思います。よろしくお祈いします。

○大淵委員長 それでは、本日はお手元にあります資料1と資料2につきまして続けて事務局から御説明いたしまして、その後、質疑応答の時間を設けたいと思います。

## 2. 特許法条約（PLT）及び商標法に関するシンガポール条約（STLT）への加入について

○大淵委員長 それでは、まず資料1につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○中野制度審議室長 資料1「特許法条約（PLT）及び商標法に関するシンガポール条約（STLT）への加入について」に基づきまして御説明いたします。

2ページ目には特許法条約と商標法に関するシンガポール条約についての概要を書いておりますが、特許法条約、これはPLTと略称されますが、PLT及び商標法に関するシンガポール条約、これはSTLTと略称されますが、このPLT、STLTというのは基本的に各国で異なる国内出願手続を統一化する、あるいは簡素化する手続に関する条約でございます。こちらの表にございますように、PLTのほうは採択は2000年6月、発効は2005年、STLTのほうは採択が2006年、発効は2009年ということでございまして、締約国数はそれぞれ36、37と増えております。主な締約国にかなり先進国が入ってございまして、とりわけPLTに関しましてはアメリカが昨年12月に加入したというような状況になってございます。

次のページ、3ページをめくっていただきまして、こちらの PLT 及び STLT に加入するということになりますと、加入に当たりまして関連する国内法を改正する必要がございますが、いわゆる国内担保法、条約の加盟に関する担保法ということでございますが、こちらの PLT、STLT に加盟することによるメリットとして大まかに4つ考えられます。1つはいわゆるハーモナイゼーション、国際的な手続を調和するという観点、2番目に日本国民、とりわけ中小企業にメリットがある、手続がユーザーフレンドリーになることによるメリットがある。それから、海外グローバル企業から我が国に出願する場合に、それが容易になるというメリットがある。最後に経済連携協定とこういう知的財産権の取得のグローバル化の結びつきが昨今強まる傾向にあるということでございます。

こうしたメリットもあるものですから、4ページ目を御覧いただきますと、これまでも政府のほうで例えば知的財産推進計画であったり、日本再興戦略の改訂版であったり、こういった政策を示す文書におきまして、この PLT と STLT の加入の検討を進めるようにというようなことが書かれておりまして、検討を進めてきたということでございます。またその一番下の産業構造審議会の知的財産政策分科会の報告書のほうにもこういった記述がございます。こういった背景を踏まえましてこの PLT 及び STLT、とりわけ PLT につきまして加入を検討したい、考えたいというようなことでございます。

5ページ目は、PLT は先ほど申し上げましたように手続の救済措置でございまして、一部我が国にもメリットがあるということで、これまでも 2011 年及び 2014 年の法改正におきましては部分的に導入をしてきたというような経緯でございますが、これ以外にも関係する法令を変えて加入への準備をしたいということでございます。

6ページ以降、PLT の加入に当たりどんな措置が必要となるかを簡単に書いてございます。結構量はありますので、詳細について詳しく御説明することは時間も限られてございますので省略させていただきますが、より詳しい資料は参考資料1にまとめてございます。特に主なものをこの資料1に従いまして、少しはしりながらで恐縮ですが、御紹介させていただきますと、まず出願日の認定要件について、出願日の認定のための要件を定め、特許出願がその要件を満たしていないときは、その要件を満たすための補完手続を導入するといった規定、あるいは特許出願の際の明細書の言語を、今は英語のみが可なのですけれども、いかなる言語でも許容する、あるいは明細書や図面に欠落があったときの補完の手続などを定めてございます。

ほかにも7ページ目も基本的に手続に関するものでございますが、特許出願に係る方式

要件の不備又は提出物の不備があるときには、その出願人に対して、その要件を満たすための機会を与えるというようなことでありまして、(3)の代理とありますところでは、我が国に在住する代理人を選任することなく、特許料の納付を特許庁に対して行うことを許容をするといったようなこと、あるいはその下の指定期間経過後の請求による救済といったような手続の規定を PLT のほうは定めてございます。

御参考までに、最後の 8 ページ目は STLT、商標のほうの加入に当たり必要となる主な事項ですが、こちらのほうはそれほど多くはございませんで、期間経過後の救済に関する措置と使用権の記録に関する措置があるということでございます。

非常に簡単ではございましたけれども、資料 1 に基づいて御紹介をさせていただきました。以上です。

○大淵委員長 御説明、ありがとうございました。

### 3. 職務発明制度の在り方について (案)

○大淵委員長 それでは、引き続きまして、資料 2 について事務局から御説明をお願いいたします。

○中野制度審議室長 資料 2 の「職務発明制度の見直しの方向性 (案)」というこちらの資料に基づきまして御説明させていただきます。

これまで累次、職務発明制度をどう見直していくかにつきましてはこちらの委員会のほうで御議論いただきましたところでございますが、前回、予告申し上げましたとおり、これまでの議論を踏まえまして、どう見直していくかについての事務局としての案の骨子とございますか、方向性について今回はお諮りしたいということでございます。

制度見直しの背景・趣旨は、これはこれまで何度もこちらで議論されてきたことをまとめておりますが、我が国のイノベーション、研究開発活動はそもそも組織的かつ資本集約的に行われるところではありますけれども、その形態も特に近年、異業種企業や大学等との連携など非常に多様化しておりますし、「オープン・クローズ戦略」と呼ばれるような特許を権利化するか、又は営業秘密として秘匿するかといったような判断を非常に複雑な経営戦略の中で迅速・的確に行う必要性が高まっているということでございます。

職務発明制度は、現行は御承知のとおり平成 16 年の見直しの際に、使用者等にとって相当の対価の額の予測可能性を高めるような、あるいは従業員の発明評価に対する納得感

を高めるようなという趣旨で法改正が行われたところでございますけれども、これまでの議論でもありましたように、訴訟リスクというものは依然として潜在しているということであったり、なお法的な予見性をもっと低める余地があるというような御指摘がありました。また、1つの製品が数百、数千というような特許から構成されるとか、特許の利用形態が多様化しているといった複雑な事情によりまして、かつて以上に企業における相当な対価の算定に係るコストや困難性というものが増大しているという指摘がされ、議論がされたところでございます。また、注に詳しく書いておりますけれども、いわゆる二重譲渡問題、あるいは権利帰属の不安定性の問題と呼ばれるような問題のおそれが指摘もされておりまして、今後、オープンイノベーションなどを進めていく中で知的財産戦略の多様化・迅速化を促進したいところでありますが、こういった問題が今後、イノベーションの障害となるおそれがあるということでございます。

その一方で、議論の中では、職務発明の発明者に対するインセンティブの確保につきましては、いろいろな企業の規模、業種、あるいはそのやり方、いろいろある中で、基本的にはインセンティブ施策は使用者等の自主性に任せるといったところが基本と考えられるところではありますけれども、いろいろな企業が存在することを考えると、使用者等の自主性だけに委ねるということでは十分ではないのではないかという御指摘がありました。また、現行法の法定対価請求権を撤廃し、かつ同等の権利を保障しない場合の合理的な説明というのは難しいのではないかというような御指摘もあったということでもあります。

こうしたことを総合的に勘案して、事務局のほうで案の骨子を策定しましたものが次の、裏になりますが、2の制度見直しの方針案ということでございます。骨子ということで非常に簡潔に書いてございます。まず見直しの骨子、1番目が従業者等に対して現行の法定対価請求権又はそれと同等の権利を保障するというようなことを掲げてございます。この現行の法定対価請求権と同等の権利というものはどういうように定めていくかといった法技術的な問題はあるとは思いますが、どういうように定めるにせよ、その趣旨が現行の法定対価請求権と同等の権利が保障されているというようなことであることが重要かと思っております。これはこの審議会のこれまでの議論の中で、発明者のインセンティブの確保というものはどういうやり方をやるにせよ、発明者のインセンティブの確保というのが極めて重要である。これは大前提であるというように共有されてきた認識かと思っております。こちらのこのような書き方にさせていただいております。

2番目でございますが、現行の法定対価請求権と同等の権利に従業員が保障されるとい

うことは、その別の側面として、これまで御指摘が何度もされてきた訴訟リスクというものは依然として残ってしまうということになりますので、法的な予測可能性、予見可能性を高めるための措置を導入する必要があるかと思えます。それが2番目でございます。「政府は、法的な予見可能性を高めるため、関係者の意見を聴いて、インセンティブ施策についての使用者等と従業者等の調整に関するガイドラインを策定する。」と書いてございます。調整ということでございますが、具体的な中身につきましては、現行の35条4項にも書いてございますが、従業者との協議や意見聴取等と書いてございます。「等」と書いてございますのは、こういった手続を中心に考えてございまして、例えばほかにどういうものがあるかと申しますと、考え方としてはインセンティブ施策の基準について社内で情報を適切に従業員に開示するようというふうなこういった手続が考えられるかと思えます。このガイドラインを政府が関係者の意見を聞いて策定するというところでございまして、繰り返しになりますが、今ここで念頭に置いておりますのは、この括弧書きにありますように、従業員と使用者の調整の手続が中心になるものと思っております。

※印の注書きとしまして、ガイドラインは以下の性格のものを想定するというように2点挙げさせていただきました。1つ目は、そもそもインセンティブ、職務発明に関する研究活動に関するインセンティブというのが企業がそれぞれのやり方、それぞれの戦略というものを創意工夫でするものでございまして、経営戦略の重要な一部であろうと思えます。したがって、その使用者と従業者で各企業によっていろいろなやり方をやるでしょうから、その自主性というものを尊重したものであるべきだというようなものを掲げてございます。余り細かく無理にガイドラインを定めて、逆に自主性を阻害するようなことがあってはならないだろうというようなことでございます。

2番目として、業種ごとに研究開発の実態が違うであろうということがございますので、このガイドラインの中では1つのガイドラインですべての業種に一律に当てはめるというようなことではなくて、業種ごとの違いを考慮した柔軟なもの、あるいは多様なものになるというようなことを考えてございます。「ガイドライン」ということで政府がすべて法定するわけではございませんので、こういった多様な実態というものを柔軟に書き込んで示す、告示するというようなことは可能ではないかと考えてございます。また日進月歩でいろいろイノベーションの在り方というのは日々変わってくると思われますので、経済社会情勢の変化というものを踏まえて情勢が変わりましたら、柔軟にそのガイドラインの改定ができればというふうに思っております。ガイドラインが2番目です。



3番目といたしましては、職務発明に関する特許を受ける権利については初めから法人帰属とするということを打ち出したいと思っております。これは従前の制度、現行制度におきましても職務発明というものが結果的にはほとんどの場合、企業の場合は法人に帰属しているということではございますが、現行の制度では契約や勤務規則などによって承継するというような手続を踏んで法人帰属となっていたわけではございますが、それを、契約によって承継といった手続を経ないで法人帰属とするというようにしたいと存じます。その心は、これによって、先ほども申し上げましたような権利帰属の不安定性とか二重譲渡の問題といったものはこういうような措置をすることで解消されるでしょうし、また別の言い方をすれば、そこを現行も、社会の実態として職務発明の特許を受ける権利というのは企業に帰属しているという実態にもそこは合っているのではないかとというようなことでございます。※印ですが、ただし、前回の議論でもいろいろ御指摘がありましたし、今後、この後、御紹介いただく参考資料で御提出いただいた御意見の中にも多数御指摘があるところでございますが、大学や研究機関など従業員に帰属したままでよいではないかというような法人も存在をします。あるいは、企業であっても企業戦略によっては特別な研究者に対してあえて特許を受ける権利、あるいは特許を研究者に持たせておくことで、それをもって発明のインセンティブとするとか、人材を呼び込むような戦略にするとか、そういった戦略をとりたいとする企業もあるかと思えます。そうした従業員帰属を引き続き希望するような機関や企業が、今回の法制度の見直しによって何か不利益を被るようなことがあるといけないということではございまして、従業員帰属を希望する法人の不利益とならないものとするということを書いてございます。もう一つ、②ですが、これにつきましても、前回、9月3日の会議でこちらの場で御指摘が複数の委員の方からありましたけれども、職務発明に関する取り決め、契約や職務発明規定をそもそも持たないような法人が多い、とりわけ中小企業において多いということではございまして、そういう職務発明規定といったものがない中小企業に対して、特許を受ける権利が自動的に帰属してしまうということでトラブルの原因にならないように、そういった法人に所属する発明者の権利が不当に扱われることのないように留意すべきであるという御意見がございまして、これについても注意書きとして②で書いてございまして、こういった多様性を確保した柔軟な制度となるようにしたいというような趣旨でございます。

私のほうからは以上です。

○大淵委員長 非常に簡潔でわかりやすい説明をありがとうございました。またいろいろ

後で御質問があるかもしれませんが、それでは引き続きまして、各関係機関から意見書が提出されておりますので、順次御紹介いただければと思います。

まず日本商工会議所から意見書が提出されておりますが、当小委員会には日本商工会議所からの委員の方がいらっしゃいませんので、事務局から御紹介をお願いいたします。

お願いします。

○中野制度審議室長 参考資料2に基づきまして申し上げます。

こちらのほうは9月16日に日本商工会議所から特許庁宛てに提出された意見書でございまして、今回の審議の資料は公開でございますし、またその報道とかもなされたということていろいろ御意見を提出したいというような御要望がございまして承ったものであります。先ほども申し上げましたように、前回、中小企業についての配慮といったような御議論もあったこともありまして、重要な御参考の意見になるかと思ひまして、添付させていただきました。

いろいろ長くなりますので簡潔に御紹介させていただきますと、日本商工会議所としましては、職務発明の見直しについては、中小企業の実情を踏まえて、中小企業が円滑に対応できる仕組みにすることというような意見が従前より出されておりました。基本的に、企業の競争力強化につながる職務発明制度の見直しは支持するということでありますが、ただその一方で中小企業においては現制度のもとで大きな困難に直面しているとは認識しておらず、中小企業に過大な負担を強いる見直しは望ましいものとは言えないというようなことだということでございます。

そのような中小企業が円滑に対応できる仕組みという観点から以下のように考えるということで列記されてございます。中小企業のイノベーション実現のカギは、ものづくりで蓄積された高度な技術と、知的財産の活用にある。知的財産活用のためには、職務発明は法人に帰属させることが求められる。高度な技術力の維持強化のためには、発明者に帰属させることが望ましい場合もある。これら両者のベストな組み合わせが、中小企業のイノベーション実現のために必要であるということです。

次に、中小企業の中には、職務発明規程等を十分に整備していない企業も少なくないということで、下に注書きしておりますが、東京商工会議所さんのアンケートによると、職務発明に関する社内規定があると回答した企業が2割弱ということだということてあります。限られた経営リソースの中で、従業員との調整を経て、これら規程等を整備する余力のない企業も存在するのが実情である。仮に、一律に職務発明が自動的に企業に帰属する

こととなると、職務発明規程等が無い中小企業の経営者と従業員との間で、その報奨等を巡ってトラブルが発生するおそれがある。

そのため、新たな制度では、全ての中小企業に対して一律に職務発明規程等の整備を義務付ける仕組みとしないように、また、職務発明規程等を有しない中小企業に対してまでも一律に特許が法人帰属とならないように配慮することが望ましいというような御要望が出されてございます。

以上でございます。

○大淵委員長 それでは、引き続きまして医学系大学産学連携ネットワーク協議会から意見書が提出されておりますので、飯田委員から御説明をお願いいたします。

○飯田委員 参考資料3に基づきまして、御紹介させていただきます。

この医学系大学産学連携ネットワーク協議会という組織は現在法人会員として24の大学等研究機関、そして277名の個人会員から構成され、医学系の産学連携を推進するための組織でございます。本組織から、第7回の委員会でも一度意見書を提出させていただいておりますが、私はこの事務局長を務めておりますので、その立場で御説明をさせていただきます。

大学、アカデミアの立場からの職務発明に関する意見なのですが、アカデミアにおける発明をどう社会に生かすかは、研究者個人の意志に大きく依存します。アカデミアの発明の中でも、共同研究等のプロジェクトで生み出される発明等、最初から法人帰属とすべきようなものも存在します。しかしながら、アカデミアにおいて原則を原始的法人帰属となった場合の懸念点もございます。3つの点から紹介したいと思います。

1つ目は、発明者の意向が法人の意向と合わないケースで不都合が生じる可能性があるのではないかということ。すなわち、発明者が重要な発明と考えていたとしても法人の判断で出願しないというような場合が想定されるということです。2つ目、大学等には私立大学、又は自治体が運営するような研究所もあります。さらに昨今、医学系の大学では中小のクリニック又は病院などと共同研究させていただくことが多いわけなのですが、そのような機関には、現時点で職務発明規程が整備されている機関が非常に少ないという現状があります。平成24年度の文部科学省の職務発明規程の整備状況を調査した結果をみますと、私立大学に関しては全体の20%しか職務発明規程を持っていないということがわかっています。そのような現状を踏まえ、職務発明規程が未整備の機関全てに規程の整備を徹底することは、現実的には困難であろうということです。最後3つ目、大学で発明など

を出すのは従業者ばかりではございません。留学生、学生なども発明を出します。さらに、研究者・医師以外にも看護師などのコメディカルからも多くの発明が生じておりまして、それらの帰属の判断は、ケースバイケースで行なわれています。

以上の3つの懸念点をご紹介しましたが、我が国のイノベーション戦略の要である「産学官の連携」を全うするためにも、貴重なアカデミア発の知的財産が見過されることがないよう、適切な保護そして活用が促進されるような制度設計をお願いしたい、ということで意見書を提出させていただきました。

以上でございます。

○大淵委員長 ありがとうございます。

続きまして、産学連携学会から意見書が提出されておりますので、資料の順序が若干前後いたしますようですが、こちらにつきましても飯田委員から御説明をお願いいたします。

○飯田委員 本件は作成に関与しておりませんので、あくまでも読ませていただくということによろしいでしょうか。

○大淵委員長 はい、お願いします。

○飯田委員 それでは、参考資料5に基づきまして、御説明させていただきます。

職務発明に係る特許を受ける権利の帰属先については、仮に権利を法人帰属とする制度改正を行うとしても、大学については大学帰属を原則とするのではなく、契約や職務発明などの規程によって権利を大学に帰属させることができるとするような柔軟な制度設計を求めるということを申し上げております。

大学の場合は、研究テーマの選択等は原則として研究者個人に委ねられていて、研究活動における裁量も研究者個人に委ねられております。このようなことから、自由な学術的思考を担保し、ひいては独創的かつ競争優位性のある研究成果の実現につながっていると言えます。このような実態を考慮しますと、所属する組織の求めに応じて研究テーマが決定され、それに応じた研究環境が与えられる企業とは大きく異なります。このため、職務発明が初めから組織に帰属するという法的理論になじまないというように考えられます。

すなわち、研究者が自由にテーマを設定して自由に研究活動がやれることは、研究者自身の利益ということだけではなく、本来の大学の文化的土壌から見て、アクティブな研究活動を維持する上で必要な環境であって、ひいては社会の利益に資するものであると言えます。知的財産は今の理工系の研究者の研究活動において切り離せないものとなっており、これの扱いを自動的に機関に帰属させるような、少なくとも従前よりも硬直的な取扱いを

してしまうことは、研究活動そのものに必ずしも良いとは言えない影響が発生することを懸念します。

そもそも大学帰属を可能とするバイ・ドールの根底にあるのは、研究成果として創造された知的財産の社会還元促進であって、大学による実施そのものではありません。

また、大学に所属する研究者は、より自らの研究活動に適した環境を求めて所属を異動することが多く見られます。このように所属する組織が変わったとしても、研究テーマ自体は継続されることが多く、一連の関係性の高い研究成果が異なる場所で生み出されることとなります。もし、職務発明に係る特許を受ける権利が所属する法人に帰属することを原則とすると、一連の研究成果による特許が複数の大学に分散して帰属することとなり、研究成果の社会還元をむしろ困難とする可能性が生じます。

以上のようなことから、個別の契約、もしくは職務発明規程などを通じて、研究者を含む当事者間の事前の合意により適正な権利帰属が図られるよう制度設計を求めるものであります。

以上です。

○大淵委員長 ありがとうございます。

続きまして、日本弁護士連合会から意見書が提出されておりますので、片山委員から御説明をお願いいたします。

○片山委員 私から説明してもいいのですが、実は日弁連の知財センターでまとめる際に中心になってまとめていただいた伊原弁護士がオブザーバーで来ております。もしお許しをいただけるのならば、伊原先生のほうからお願いしたいと思うのですが。

○大淵委員長 では、伊原先生からお願いします。どうぞ。

○伊原オブザーバー ただいま御紹介いただきました日弁連知財センターの伊原です。

お手元の、表題からして「追加意見書」ということで、5月の日弁連意見書をベースにしてあるものでして、日弁連の帰属に対する考え方といたしましては、法人帰属であったって、従業者帰属であったって、両論あり得るだろうということをベースに置いております。ただし、今回のノーベル賞の受賞の出来事でも顕著になりましたように、いずれにしましても発明というのは個人、自然人が行う創作活動だということを基礎に議論をしていたくべきではないかということを確認的に申し上げております。それは個人であったって、グループで発明するときであったって、やはり基底となるのは個人の発明行為だということでありまして、その発明者個人がないがしろになる、あるいはインセンティブを失う、

損なうような法制になるというのは日弁連としては好ましいとは思っておりませんということでもあります。

そして、先ほど来の事務局の御説明にもありましたように、企業とアカデミアの発明とは大きく制度ユーザーの御意見が異なっている。それから、企業においても発明を多く生み出す大企業と言われるところと町なかの中小企業においてはかなり置かれているポジションが異なる、法律上の状況が異なるということでもありますので、そこに対してはきめ細やかな目配りをしていただく必要があるのではないか、一刀両断にどちらかということでは不合理な状態が生じるのであれば、そこはなるべく柔軟な法制を志向していただきたいというのが日弁連からの追加の意見であります。

ありがとうございました。

○大淵委員長 ありがとうございました。

続きまして、日本弁理士会から意見書が提出されておりますので、高橋委員から御説明をお願いいたします。

○高橋委員 では、簡単にですが、説明させていただきます。

参考資料6を御覧ください。まず1. のところでは、現状についての認識ということで記載させていただいております。これは(1)、(2)、(3)のところを読まさせていただきます。

(1)で、まず発明者のインセンティブ確保と企業の競争力強化の両立のため、職務発明制度を見直す必要性が認められる。(2)二重譲渡等の問題を解決するうえで、職務発明の特許を受ける権利を法律により自動的に使用者等に帰属させることに合理性が認められる。(3)支払額の予測可能性の問題を解決しつつイノベーションを促進する観点より、法定対価請求権又はそれと同等の権利を与えるインセンティブ施策を使用者等が講じるべく、これを法的に担保することにつき必要性が認められるということで、これをまとめたのがその下のパラグラフに書いてありますが、当会は、発明者の利益が実質的に切り下げられないことを前提とする限りにおいて、特許を受ける権利を法律により自動的に使用者等に帰属させ、かつ、インセンティブ施策につき使用者等の自主性を尊重する制度設計につき、一定の合理性を認めるものである。まずこれが1つ目の意見です。

2. のところに「問題の所在」と書いてありますが、これは皆さん御指摘されているところの余力のない中小企業であるとか大学等の研究機関であるとか、そういうところは一律に使用者帰属を適用するべきではない理由が認められるといったことが書かれています。

3. に移りまして、「帰属に関する提言」というものをさせていただいています。例外をつくとすると、大きく分けると2つの案が考えられるのではないかと、1つ目の(a案)というのは、もともとは使用者等に帰属するという制度設計にしておいて、別段の定め等によって発明者側への帰属を認めるという案。(b案)というのはその逆で、もともとは発明者に帰属して、それを契約等で使用者に移すということに分類しています。その下のところにどちらがいいかということに記載しているのですが、2つ目のパラグラフのところ、仮に、(a案)の方策が採られた場合、大学等の研究機関では、契約等が適切に履行されないことにより、望まれていないにもかかわらず特許を受ける権利だけが自動的に使用者に帰属してしまうという事態が生ずる。中小企業では先ほどの御指摘がありました、不安定な状態が発生してしまいます。一方、(b案)の場合はどういうことが起こるかという、契約が適切に履行されなければ特許を受ける権利というのは発明者側に帰属することになりますが、これは使用者等帰属を希望する使用者等に、帰属に関する契約等の適切な履行を期待したり、義務付けたりすることは受益者たる使用者に過度な負担を負わせるものではないのではないだろうか。以上の観点から、得失を考えれば、(b案)を採用することが適切なのではないだろうかという意見です。

要望としては、確認的なことを書かさせていただいたのですが、2点あります。1つ目につきましては、職務発明についての、自動的に使用者側に帰属するという新たな制度というのは、競争力を強化するという面で評価できるものであるというように思います。このような制度から中小企業が取り残されてしまわないように、余力のない中小企業であっても制度整備をすることができるような、見本となるようなガイドライン等を公表するような制度を構築されることを要望しますということが1点目。

2つ目は、これはまさしく確認ですけれども、発明者の利益を切り下げるものではないことが大前提であることをしっかりと保障していただきたいということです。

以上です。

○大淵委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、七大学産学連携本部長から意見書が提出されておりますので、北森委員から御説明をお願いいたします。

○北森委員 七大学の産学連携本部長、この中の東京大学に私、所属しておりますので、東京大学の産学連携本部から説明をしてほしいという依頼があり、御説明申し上げます。

「職務発明に関する特許法改正の動きに対する要望」と題されています。要点は2段落

目のところからであります。「我々七大学産学連携本部長としましては、産業界との協調を前提としつつも、職務発明制度の見直しについては、企業とは異なる事情を考慮して検討していただき、法改正等を行う場合は、例えば、大学特有の諸事情を考慮した弾力的運用が可能な制度を構築するようお願いする要望書を平成26年5月14日に提出したところがあります。これは前の要望書の確認であります。

それから今回は3段落目に、前回触れなかった大学特有の事情として「特許出願の目的における企業との違いが挙げられます。即ち、大学においては研究成果の社会への普及、活用の促進のための権利の保護という点が極めて重要であり、自社事業保護・強化という観点から成される企業とは異なります。法改正により法人帰属となった場合は、大学として、出願数が増大して必要な特許費用が増大する可能性があること、また承継したが出願しない場合は発明の補償の問題が生じるおそれがあること、さらには全件承継による管理コストが増大することなど、不利益をこうむる大学が増えることが懸念されます。

今般の制度見直しでは上記の点についても十分検討をいただき、引続き大学の研究成果に基づく知的財産が我が国のイノベーション創出に貢献できるよう十分な配慮をいただきますよう強く要望します。」という内容であります。

以上です。

○大淵委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、和田委員、萩原委員、鈴木委員、矢野委員から意見書が提出されておりますので、それでは、萩原委員から御説明をお願いいたします。

○萩原委員 資料8でございます。私どものほうからは事前にお送りいただいて、先ほど事務局から御説明のございました資料2「職務発明制度の見直しの方向性(案)」に関する意見として意見書を提出させていただきました。

「記」以下でございますけれども、まず1つ目の「1. 制度見直しの背景・趣旨」についてでございますが、日本の産業競争力強化を一番の目的とし、そのために現行の職務発明制度の抜本的見直しを行うということが、今回の制度見直しの位置づけであるというように理解しております。したがって、この点を明確にしていきたいということをまず要望させていただきたいと思っております。

それから「2. 制度見直しの方針案」でございますけれども、(1)では、「現行の法定対価請求権又はそれと同等の権利」との文言が使われておりますが、これは特許を受ける権利の譲渡対価をイメージさせるところであります。従業者帰属である場合はともかく、



原則として原始法人帰属である場合においては適切な表現ではないと考えておりました、そこで、9月3日付意見で申し述べさせていただいたとおり、そのような場合は、「一定の手続きを経て策定した契約、勤務規則等に基づく報奨請求権」とすることが適切であるというように考えております。(3)の職務発明については、6月18日に整理されたような一定の場合にのみ法人帰属とするのではなくて、今回、初めから法人帰属とするという方針案がございましたので、これは賛同させていただきたいというように思います。

以上でございます。

○大淵委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの御説明と各機関からの意見書とありますが、本日、中心になりますのは資料2の事務局からの「職務発明制度の見直しの方向性(案)」ということで、その中核部分が2ページの「2. 制度見直しの方針案」という箇所であり、ここでは非常に簡潔に書いてありますけれども、よく読むと非常に意義深いことがいろいろ書かれているかと思えます。まず、私なりに理解するところでは、(1)で冒頭から、「従業者に対して、現行の法定対価請求権又はそれと同等の権利を保障する」ということで、もちろん職務発明制度自体は従業者等と使用者等の両方に対するトータルなインセンティブ付与が眼目ですが、やはり出発点は、まずは、なんといっても、実際に発明をなす者である発明者に対して十分なインセンティブを与えるということが重要であるということ非常にストレートに出していただいております。このような最終的な目標のところについてはほぼ異論はなく、従業者等に十分なインセンティブを与えるということが出発点であります。ただ、先ほどあったように、問題は、それをどのように法技術的に実現していくかという方法論であって、これにはいろいろと工夫していこうという問題意識であると理解しております。そして、その中では、さきほどありましたように、やはり何といっても、法定請求権の場合には、大きな訴訟リスクがあり、ここで強調されておりますように、法的な予測可能性が不足しているという点や、1ページ目にありますように納得感が乏しいという問題がありますので、それに関していろいろガイドラインを手続に関して設ける等ということで、非常にストレートにポイントが出ております。また、それだけではなくて、いろいろと御配慮がなされておまして、各企業ごとの創意工夫が害されないような柔軟なものを目指し、それから、社会の変化にも対応できるような柔軟性を確保するということで、プリンシプルと柔軟性の双方に目配りした形で出ているものと理解しております。

(3)のところも、先ほど出たものに関係しておりますが、追加の御説明で、初めから

法人帰属とするという趣旨は、承継ではなくて原始帰属であるということであります。ここも前々回ですか、茶園委員が非常にクリアに示された重要なポイントだと思いますが、現在でも契約・勤務規則等でほとんどの場合には最終的には法人帰属になっているので、この意味では、社会的実体としては変わらないのですが、より安定性を高めるということで、二重譲渡問題や共有問題を伴うような脆弱でないものを目指していくという非常に重要な点が示されております。それからもう一点、先ほどの意見書で非常に強調された点ですが、柔軟性を保障するというので、今回、その点が非常に強調されて、(3)については※印で非常に、これは私の提案の B3 '型ですと、反対合意をすればいいということで、契約ベースで柔軟に対応できるように法的に工夫したつもりであります。根本の思想は似た話であります。企業ごと、あるいは大学という非常に異なるものに対してはそれぞれの個別のニーズに応じたきめの細かい対処ができるように、法律で一律に全部ストレートに決めてしまうのではなくて、各企業ごと等の個別のニーズが反映できるような柔軟性のあるルールが保障されるべしということであると思います。以上のことを出発点といたしまして、また、各団体からも非常に問題意識等に富んだ貴重な御意見をいただきましたので、事務局からの資料と、関係各機関からの意見書等を踏まえた上で、本日の議論に移りたいと思います。どなたからでも、ご自由に、御質問、御意見をお願いいたします。

では、土井委員、どうぞ。

○土井委員 ありがとうございます。今回、事務局から「職務発明制度の見直しの方向性(案)」ということで出されましたので、最初に全体的な総論部分について意見を述べさせていただきます。

これまでも小委員会で発言してきましたとおり、従業者帰属、法定対価請求権ありという現行法の基本構造を見直す必要はないという立場は今も変わっておりません。何度もこの小委員会の場で言うておりますけれども、現時点では 2004 年改正法に関する判例の蓄積はないという事実もありますし、これまでの小委員会の議論を聞く中では、さらなる法改正を行うまでの立法事実というのは認められなかったと考えております。むしろ今行うべきは、ガイドラインを整備するなど運用面の改善を進め、2004 年改正法の趣旨を徹底し、労使の取組みを浸透させていくことだと考えております。

そのような全体の考えは持ちつつも、今回、「制度見直しの方針案」ということで3つ出されておりますので、各論について意見を述べさせていただきます。まずは、(1)の従業者等に対して現行の法定対価請求権又はそれと同等の権利を保障するという点です。先ほ

ど委員長からもお話がありましたけれども、すぐれた発明を生み出すためには使用者、従業者双方のインセンティブが確保されることが重要でありまして、そういった観点から現行の法定対価請求権、又はそれと同等の権利を保障するという事務局の提案はこれまでの主張が踏まえられたものと受け止めております。今回の制度見直しは従業者への利益の切り下げを目的とするものではないし、結果としてそうなってはいけないということはこれまでも確認してきました。そういう意味でも現行の法定対価請求権は維持すべきであると考えております。また、仮に現行の法定対価請求権ではなく、「現行の法定対価請求権と同等の権利」ということで権利の名称が変わったとしても、その性格は変わるものではないと考えておりますし、現行と比べて実質的に同等の権利が確保されるべきであると考えております。したがって、この(1)の表現というのは必ず残していただきたいと思っております。

次に(2)のガイドラインについてですが、現行法の維持を前提とした上で、こういったガイドラインを策定するということは法的な予見可能性を高めるという点はもちろんですけれども、従業者の発明評価に対する納得感を高めることにもつながると思っておりますので、有用であると考えます。ただ、インセンティブ施策というと軽く感じてしまうのですけれども、ここで言う「インセンティブ施策についてのガイドライン」というのは、(1)に基づく相当な対価の支払いを受ける権利を具体的にどうやって実現するのかということの制度的な担保としてあるものだと思いますので、しっかりとそういう意味での位置づけが必要であると考えております。またガイドラインの性格ということで、※①のところで「企業の自主性を尊重する」とありますが、インセンティブ施策の内容というのは使用者と従業者の協議や意見聴取等が適切に行われた結果を十分に踏まえなければいけないと思っております。そういったことから、ガイドラインの策定に関して関係者の意見を聞くというように書いていただいておりますけれども、やはり労使代表を含めた関係者の意見をしっかりと聞いていただいて策定すべきであると考えます。

最後に(3)の帰属の問題ですけれども、冒頭申し上げたとおり、我々は現行の従業者帰属を維持すべきと考えておりますので、初めから自動的に法人帰属とすることには反対です。これまで約90年間、非常にうまく機能して技術立国をもたらした現行制度を今、根本的に変えるべきと主張するのであれば、少なくとも見直しの必要性、特許法の目的との整合性、立法事実との関わりなどを明確に示すべきであると考えます。特に、法人帰属とすることのメリットとして、先ほど事務局からも二重譲渡の問題や権利の脆弱性の問題の解決、加えて、今の実態に合わせるのだというお話がありましたけれども、それはすべ

て企業側から見たメリットだと思います。法人帰属とすることが発明者のインセンティブ確保にどう寄与するのかというところが全く説明されていないので、そこは明確にする必要があると思います。

また本日は各団体から多くの意見書が出されております。大学や研究機関、また中小企業をはじめとする今適切な取り決めがないところについてまで初めから自動的に法人帰属とするということに対しては皆さんからも懸念が出ているところでもありますので、そういった点もしっかり受け止めて制度設計をしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○大淵委員長 矢野委員、お願いします。

○矢野委員 産業界の委員から提出いたしました参考資料8について少し補足をさせていただきたいと思います。

「日本の産業競争力強化を一番の目的として」と、そのように書かせていただいております。このためには、ここには書いておりませんが、もちろん発明者のインセンティブを高める、これは非常に重要だということは認識しております。発明者のインセンティブを高めなくては競争力強化は達成できないと、そのように思っております。したがって、インセンティブを高め、発明者を大事にする、それはここの中を含めているつもりでございます。

先ほど土井委員のほうから、法人帰属にすることがどうしてインセンティブを高めることになるかわからないというような趣旨の御発言があったのですが、法人帰属にすることイコール発明者のインセンティブを高めることだと思っているわけではありませんで、原始法人帰属にするのは、今の制度の中で起きている、起きかねない問題点を改善することで、それとは別に一定の手続を踏んで、使用者のほうはインセンティブを高めるための報奨制度をつくる、これをセットにしようということが産業界の御提案でございます。

また、大学とかあるいは先ほど事務局から御説明がありました企業戦略などで発明者帰属にしたい、そのような使用者、法人につきましては今までもこちらの場で産業界から申し上げましたとおり、別段の定めでそういうものができるようにする、そのような制度を産業界としても希望しておりますので、そこについて産業界の提案と反するものではないと思っております。

以上でございます。

○大淵委員長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 ありがとうございます。先ほどの発明者へのインセンティブという件につきまして追加的に御説明を申し上げたいと思います。発明者はまずどれだけの人数がいるかという、非常に多くの、電機業界で申し上げれば年間 10 万件の出願に相当する発明者の数があるわけです。その中に現行制度の対価を得られる発明者がどれだけいるかと申し上げますと、ほんの一部でございます。先ほど申し上げたように、たくさんいる発明者にどうやって広くインセンティブを与えるかということに関して申し上げますと、やはり現行制度よりも各企業における柔軟な報奨制度を認めることによって発明者全体のインセンティブを高める、この点が重要だと考えております。その意味から法改正を望むというのが産業界の意見でございます。

以上でございます。

○大淵委員長 飯田委員、お願いします。

○飯田委員 (3)の帰属について、今回、ただし書きにおいて柔軟な制度設計とついで、大学等の発明について考慮をさせていただいていることは非常にありがたいと思っております。ただし、実際の運用としてどのように例外を設けるかということは、非常に難しいと思っております。本日の参考資料6のところで弁理士会さんのほうから(a案)と(b案)という形で案を示していただきましたが、契約や別段の定めによって発明者帰属を認めるという(a案)となると、意見書のほうでも申し上げたとおり、規則などがない大学や病院等の機関も多いことを踏まえると、この例外的な措置が採るのが難しいのではないかと考えます。大学等に関しては(b案)という形とすれば現実的となるのか、運用上の工夫をこれからより慎重に議論をしていく必要があるかと思っております。

以上です。

○大淵委員長 澤井委員、お願いします。

○澤井(和田委員代理) 澤井です。先ほどの飯田委員のお話も伺っていて、大学等における発明についての、議論で職務発明というのを一般議論ですと、大学に所属している方が発明したものは全部職務発明だという前提で議論しているように聞こえます。しかし、我々企業の中で考えている職務発明というのは、企業がある意思決定をして、こういう研究開発をやろう、それでこういうふうに進めて、だめだったらこの研究テーマはやめるとか、かなりやはり組織としてのジャッジメントが入った上で生まれた発明を職務発明と我々はとらえています。ひょっとすると、この大学での職務発明の議論がいろいろ混線する原因は、そもそも大学において職務発明は何なのかというところが今まで議論され

ていないで来ている部分があり、そこの交通整理をするだけでも相当いろいろな形で違ってくるのではないのでしょうか。例えば、産学連携の際、産として学と組むときには基本的にやはり大学が組織として意思決定をしていることが前提になりますから、産学連携で行なった発明はやはり職務発明ですとか、あるいは国からのお金に来て、その中で組織的にやるものについては職務発明ですとか、具体的に考えるのがよいと思います。要は、もう少しそこの分解能を上げた議論をしておかないと駄目で、一般の今の 35 条の規定そのものの形式的な当てはめだけではない実質の部分をきちんと整理する必要があるのではないかと感じています。

以上です。

○大淵委員長 それでは、少しだけ交通整理しておいた方がよいと思います。前から申し上げたとおり、大学というのは非常に重要な論点なのですが、最初から企業と交ぜてしまうと混乱するので、それでずっとお待たせしているのですけれども、最初からずっと考えています。その観点からいうと大学の場合は前にも御指摘申し上げたかと思いますが、職務発明かどうか自体も争いはあるわけですけれども、職務発明になる場合があること自体は間違いがないと思われま。そこのところで当たるか当たらないかと個別に入り出したらまたこの審議会はあと 3 回ぐらい必要になってしまうので、当たる場合に備えてきちんと例えば反対合意をして最初から外してしまうという手当等も、希望されるならできるようにすること、それがまさしく本日言われた柔軟性ということと思われま。すなわち、当たる場合もあれば当たらない場合もある。当たらない場合には結果的に要らないのかもしれないけれども、当たることがあるのであれば、最初からもうそこのところは契約ではっきりさせることも可能とするということでもあります。これが先ほど言われた法技術というか、我々法律家の腕の見せどころかと思われま。私もいろいろ案は考えておりますけれども、そこのところはうまく、やはり各大学ごとのニーズに合ったような、ルールを可能とする法的工夫が必要と思われま。漏れ聞くとところによると、大学によってはやはり大学帰属のほうがよいと考えておられる大学もあるし、研究者帰属のほうがよいというところもあるようです。したがって、それぞれの個別のニーズに応じたルールになるようにしない限りは、とても皆様が納得できるようなルールにはならないと思われま。

この点に関連して、反対契約をすればいいというのは全く理論的にはそのとおりなのですが、他方で、契約するのに手間がかかるというニーズがあることも承知していますので、このようなニーズをまかなうための法的工夫も考えております。要するに、各企業、各大

学にあったルールにしたいということであれば、それに応じた個別反対契約でまかなうのか、特許を受ける権利の帰属先について使用者か従業者かについての一定の意思表示を要求するのかは別として、一定の工夫をすれば比較的簡単に解決できる法技術的な問題にすぎないように思われます。

また、スーパー研究者というのが出ておりましたけれども、ここで原則的に議論しているのは一般研究者についてであり、一般研究者について、このような報酬規則で対処するけれども、スーパー研究者については、むしろ反対契約ないし反対合意をして別枠として出してしまって、アメリカ型の年俸制で、年俸1億、5億、6億等と単発の契約で払っていくというほうが、報酬もそうであるし、権利も個人原始帰属にしてしまうことも考えてよいと思われます。このように、むしろ、一般研究者とスーパー研究者とを明確に別枠にしてしまう。そもそも、両者は全然性質が違っているので一緒にしてしまうとかえって双方にとって不幸な結果になりますので。ここでは、まずは一般研究者を考えていただいて、スーパー研究者はむしろ契約自由としてしまって、帰属だろうが、対価ないし報酬だろうが、もう契約に全部委ねるアメリカ型にしてしまうぐらいの割り切りで、2つの世界を明確に分けてしまったほうがすっきりした形になるのではないかと思います。飯田委員も、井上委員も、非常に大きくなずいて、大変に満足されていますけれども、そのようなことを工夫してやっていけば皆さんが満足できるようなところに落とすことは十分可能であると考えております。

そのほかにも、こういう工夫をしてほしいという点などありましたらどんどん出していただければこちらも知恵を絞りたいと思いますので、どんどん出していただければと思います。

どうぞ。

○土田委員 全体の評価と幾つかの課題について確認したいのですが、私自身は、法政策として考えた場合に、特許を受ける権利の帰属については法人帰属と、それから従業者帰属と両方あり得る、その場合に、しかし今日の提案の資料2にあるとおり、特許を受ける権利については原始帰属を法人とするという法施策は十分あり得ると思っています。その上で、(1)にあるとおり、現行の法定対価請求権又は同等の権利を保障するというのも、これも法人帰属にした上で、しかし発明という創造行為に対して法的にきちんと報いる必要があるということも前から申し上げているとおりですから、立法政策なり制度設計としては私は基本的に妥当なものではないかと考えています。

その上で、(1)の「法定対価請求権又は同等の権利を保障する」ということについては恐らく2つ重要な論点があって、1つは、一方で(1)でそのように提案しながら、(2)では、ガイドラインでは企業の創意工夫が発揮されるよう自主性を尊重する、あるいは柔軟なものとする、こういう趣旨があるわけですね。そうすると、例えば以前から議論が出ていますが、発明に対する報いとして金銭だけではなくて、それ以外の給付、例えば研究費の支給であるとか、あるいは昇進とか留学であるとか、そういった報いも考えられるのではないかという場合に、対価請求権又は同等な権利という枠組みで考えたときにその関係がどうなのかということが1点です。

それからより根本的には、現行の法定対価請求権と同等の権利を保障するといった前提に立つと、そもそも今のような柔軟なインセンティブ施策が可能なのかどうかということもまた逆に問題になってきます。言葉だけの問題ですが、「対価」というとこれはやはりお金になるので、そここのところの制度設計を基本的にどう考えるかということがポイントになってくるのかなと思いました。

それから確認、私、少し遅れて来たので、もう御説明があったのかもしれませんが、(1)のところは、特許を受ける権利については法人帰属とするけれども、従来からここで議論が出ており、発明と創造行為は自然人たる従業者が行うものだから、それに対する対価だという趣旨でここで対価という言葉をお使いになっていると理解していいのかどうか、つまり、これまで対価と言われていたのは特許を受ける権利の譲渡の対価だという位置づけだったわけですが、そうではなくて、発明という成果物、成果に対する対価という意味で「対価」という言葉が使われているのかどうか、少し御説明いただければありがたいと思います。

とりあえず、以上でございます。

○大淵委員長 北森先生にお当てしようかと思ったのですが、余りに土田先生が力強く手を挙げられたので。では、北森先生、お願いいたします。

○北森委員 私は第1回のこの小委員会で大学の状況を少しお話しさせていただきました。そのときに、大学等、研究機関も含めて研究者として最も重要なところは発明者としての人格権、そしてその次がロイヤリティとインセンティブですね。それが国のイノベーションを引っ張る。特に、科学技術先進国として新しい創造が国の新しい産業に結びついていく、これからますますそれが重要になりますので、その点が今回、1番目、2番目で配慮されているということに関してありがたく思っています。



それから3番目の点ですが、これはもうすでに大淵委員長のほうから先ほどの飯田委員からの御発言にお答えいただいている、私もその線でぜひお願いしたいと思っております。この第3番目の文章そのものを見ると「初めから法人帰属とする」とズバンと言っていますので、「ただし」まで見ないと「うん」となかなか言えないところもあるので、こういった場合にも、無条件で初めから法人帰属となるというような表現ではなく、何か前提があって、何かがあって初めから法人帰属と、その条件がどうつくかということに関しては法律の専門家にお任せいたしますが、「何々より初めから」と、そういったような何か条件がないと不安だなという気はいたしました。

最後に大学その他の発明環境の中には学生等もおりますので、職務発明の議論をここで深くするという点に関しては、これも第1回で申し上げましたように、先ほど大淵委員長からもありましたが、少し別の機会にさせていただければというように思っています。

○大淵委員長 先ほど対価についてお尋ねがあったので、事務局に対する御質問でもあったかと思っておりますので、御説明をお願いいたします。

○中野制度審議室長 それでは、事務局に対する御質問と思われるところから、済みません、順不同で申し上げますと、まず土田先生の御質問で、対価は金銭以外の給付も考えたときにはどうなるかということなのですけれども、この制度見直しの方針案の(1)は、土井委員が少し要約されたような趣旨でございまして、現行の対応での対価請求権と同等の権利が実質的に確保されるということがみそでございまして、金銭給付に限定した対価を維持したいということをごだわっているわけではございません。したがって、この対価というものが金銭以外の処遇とか、先生が先ほどおっしゃったような研究費とか、そういったものも可能にするような、それももちろん労使での合意があった場合なのでしょうけれども、そういったいろいろな施策が可能になるような方向にはすべきではないかと思っております。そういった意味では、(1)の対価というのはもう一つの御質問にもかかわりますけれども、この「対価」という文言を今後、どういように変えていくかというところなどは論点としてあろうかと思っております。ただ、大淵委員長も少しおっしゃいましたように、すぐれて法技術的な問題もこれあり、政府部内、法律上の文言としてどう書いていくかということは政府部内の検討だったり国会での御審議とかありますので、そこで決まっていくようなところもありますので、ここでこれというような感じではないのですが、1つに金銭以外のものも含み得るようなことが望ましいのではないかというのが1点目です。

もう1点目は、ここで従前は契約や勤務規則などによって特許を受ける権利を承継するというを、今度の方針案ではそれを経ないで法人帰属というようにするものですから、確かに先生がおっしゃるようにそこは特許を受ける権利の承継ということの対価ではないような性格を持ち得るといふようなところはあろうかと思いますが、そういった意味ではただ発明の人格権と申しますか、発明をした者は従前どおり発明者であるということから考えると、従業員がやった発明の成果、これに対する報い、見返り、あるいは発明成果の企業に対する利益貢献に対する見返りといったような、そういった性格にはなるのではないかとこのように考えております。

それから、飯田委員と北森委員と、あと御提出いただいた御意見や弁理士会の御意見にもありましたこの(3)の※印の①、②をどうしていくかというところなのですが、ここも先ほど大淵委員長から御説明いただいたような、いろいろやり方はあるのではないかと、初めから法人帰属の前に、いきなり自動的というよりは前提か何かあったらいいのではないかとこのように北森先生からおっしゃられましたが、条件というほど強いものは考えてございません。それは先ほど産業界の4委員の先生方からの意見もありましたように、6月18日のまとめの「一定の場合」のような、ああいう何か条件を何か決めて、例えば報奨をちゃんと払っているかどうかとか、そういったような条件で法人帰属ということは、これは望ましいとは思っておりません。思っていないのですけれども、そういう規定をしないような形で何か意思表示なのか、何かそういったトリガーはもしかしたら必要かもしれません。つまり、個人帰属にしたいのか法人帰属にしたいのかという意思表示をですね。もちろん、インセンティブ施策はどうするのですかという話がありますが、それはこの方針が出れば(2)のガイドラインのほうで担保して、そのガイドラインはガイドラインでありますから、法的拘束力はないのだけれども、そのガイドラインに従わないで仮に発明者、従業者の納得が得られないような形でインセンティブ施策を切り下げたようなことをする場合は、それは訴訟で負けるリスクを負ってくださいという、これは今までどおりなわけですし、そういうような制度設計で、この辺に関しては基本的に現行法の趣旨を踏襲するような感じで今考えてございます。そういった意味では中小企業、あるいは中小のクリニックとかが、これから職務発明規程をビシッとつくらなければいけないとか、そういったような事態が非現実的であることは我々も重々承知してございますので、そういったことはないようにしたいということです。

それから、土井委員の御意見というか御質問に対する事務局なりのお答えをいたします

と、御質問のというか、論点となりますのは（３）のところでございますが、委員がおっしゃるように、自動的に原始法人帰属にした場合に、二重譲渡の問題とか権利の帰属の問題というのは企業側のメリットから説明はされているが、発明者のメリットというのは明確ではないのではないかと御指摘がございました。確かに、今、二重譲渡の問題というのは主として企業側から見た場合にもメリットであろうかと思いますが、3つばかり私どもとしてこの案を書かせていただいたときに念頭に置いておりましたのは、1つ目は先ほど、繰り返しになりますが、現状制度においても基本的に特許を受ける権利というのは法人には帰属はしている。それを契約や勤務規則により承継で、また事前に承継をする予約承継というのも定めているのが現実であるので、法人帰属を承継することに何か不利な点が、企業側のデメリットがあるのであればそれを直接承継させることというのは現行のプラクティスにもそこそこ合致はしているので、よいのではないかとというようなことが1つあります。

もう一つは、二重譲渡の問題や権利帰属の不安定性の問題は、確かに基本的には第一義的には企業側のメリットではございますが、では逆に言うと使用者側ではなくて従業員側にデメリットがあるかと申しますと、これまで原始法人帰属によってデメリットとして懸念されてきた事項は、この資料の2. で言う（1）と（2）によって払拭されたと考えてございます。したがって、（1）と（2）で従業員に対する不利益が生じるという懸念は払拭し、発明者の権利、インセンティブを確保、法的に担保をしておりますので、その上で（3）の自動的に法人帰属ということで産業界が懸念する二重譲渡の問題とかを解消することは産業界にとってはメリットになりますが、これによってもはや従業員側のデメリットというのを生ずる懸念は払拭をされているというように思ったものですから、これはメリットがある、何か現行制度を変えてマイナスが生じるということにはこれはなっていないというような判断をいたしました。

また3番目に考えられる理由といたしましては、これまでも申し上げた現行も法人に帰属しているということや、二重譲渡の問題とも関係がありますが、しばしば産業界の委員から、今日も出ましたけれども、説明がありましたように、1つの製品に対して非常に多くの従業員が関わっているとか、あるいはかつて御説明がありましたけれども、1つの製品は数千という特許からなるとか、だんだんそれが複雑化しているというような状況の中で迅速に意思決定を行うというようなことが必要であるというようなこともありましたので、企業に直接帰属するというようなことで迅速性を高めるということはメリットがある

のではないか。それから二重譲渡の問題とかそういった権利の帰属の問題とかを解消することでイノベーションがより迅速に進むということで、産業競争力が強化される、企業の競争力が強化されるということであれば、これはひいて言えば従業員側にもメリットはあるのではないかと。この3つばかりを念頭に置きつつ（3）というような御提案をさせていただいたというようなところでございます。

○大淵委員長 お聞きしていますと、先ほど最初に強調したのが、インセンティブは企業と従業員と両方だけれども、やはり従業員がやる気になってやってもらわない限り企業にもメリットが来ないから、そういう意味では、私は昔、労働訴訟とかを専門に担当しやっていたので感じるのですが、労働者と使用者とを二律背反的なものと捉えるのは妥当ではなくて、最終的には労使協調的なものだと思います。要するに今のも一緒ですけども、従業員の利益は企業の利益になるし、企業が勝手に二重譲渡でせつかくの特許を奪われてしまうような状態というのは少なくともそこに勤めている労働者にとってメリットにはならないのではないかと思います。かつ、それを売り払ったりする労働者を保護する必要もないと思われま。また、本来、売ってはいけないということで先ほど御説明がありました。

それともう一点重要と思ったのは、帰属について、先ほど北森委員から御発言があった点であります。恐らくこれは今までこの言葉を使っていなかったからわかりにくかったかと思うのですが、最近の法学界のはやりの言い方をすると、デフォルトルールというものであります。要するに何も決めなければ原則は、デフォルトルールとして、今後の新法としてあるのは法人帰属ですが、先ほど言ったように逆合意をして、個人帰属とはっきり決めれば個人帰属となります。最初から、私が記憶していますのは6月18日のもう一回前かもう一つ前ぐらいのときに、使用者帰属にするか従業員帰属にするかは立法政策で決まるから一義的に決まるものではないというのは、あのときには私はきちんと皆様の意思を明確に確認して、全員が明確に納得されたものだったと記憶しております。その意味では、一義的にどちらかに決まるというよりは立法政策でどちらにも決めることができるのと同じように、契約でどちらでも決めてもいい。ただ、何も決めなければ原則はデフォルトルールとして、使用者だということでありま。逆に言えば、さっき言われたように明確に従業員と決めれば従業員であるというそれだけの非常にシンプルな話なのであります。このように、突然行くというよりは、逆にもっとわかりやすく言うと、何も合意等せずにはほっておけば、デフォルトルールとして、使用者帰属になるけれども、従業員帰属と明確に

契約すれば従業者だということでもあります。

ただ、先ほど申し上げましたし、先ほど事務局も御配慮されていたのは、一々中小企業で反対合意するのは手間がかかるということであれば、1つの工夫としては、先ほど言われたように、「受益の意思表示」という言葉がいいかどうかわかりませんが、最初から、当社は法人帰属にする、あるいは個人帰属するというように使用者が一方的に意思表示ないし宣言すれば、そこのところにだけ法人帰属にするというような立法政策も1つの方法だと思われます。これは、さきほどの合意ではないのですが、それはいろいろな法技術としてはやり方があって、最初から、うちは個人帰属にするという宣言をしたところだけ個人帰属にするというやり方もあるし、使用者帰属とする旨の意思表示をしなければ原則は個人という法政策もあり得ます。このような法政策の組み方はいろいろあって、これはニーズに応じてやればいいので、これがまさしく先ほど法技術的にいかにでもできるという、ニーズに合うようにやればいいという話なのであります。そこのところは、最終的には、関係者のニーズに合わないルールになるはずもないので、そこは法技術的な工夫で十分に対処可能な法技術的な問題にすぎないというのが1点であります。

それから、これは前々から申し上げようと思いつつ、私は根が小心なもので、前回も「報いる」というのは、済みません、少しネガティブなことを申し上げてしましまして、知的財産法から言うと違和感があるというのを申し上げるのに何ヵ月かかかっているのですけれども、それと同じように、今回ありました、もう誰しも発明者に十分なインセンティブを与えることが重要だというのはほとんど誰も異論はないけれども、ただ、そのための方法論として、法定請求権がいいのか契約上の請求権がいいのかという1点に尽きると思います。一法律家、一法曹としては、やはり法定請求権というのは「上策」とは言いがたいのではないかとことでもあります。これはもう皆さん余り御覧になっていないかと思えますけれども、分厚くてほとんど見られていないこの資料集で言うと457ページの辺にいろいろな方から取材して書いたとおりであります。やはり机上の空論にならないためには法定対価訴訟の現状がどうかという認識を十分得ている必要があります。これは司法判断にはなじまない大変な負担を当事者と裁判所と両方にかけて、予測可能性も高くないし、納得性も低いというものであります。今までは法定請求権ありきということになっていきますけれども、皆さんが、自分自身が発明者になったとした場合に、幾らかわからないものを裁判に訴えてみなければ手に入らないものしかないのか、それとも契約で決まっていて、頑張れば300万なり3000万なり確実に決まったとおりに得られるのかと言えば恐らく答

えは明らかだと思います。やはりきちんと決まったものであれば着実に、私の目安から言えば、奇しくもノーベル賞級だったら1億円なのですから、それか3000万か1億8000万か知りませんが、決まったものが確実に裁判もなしで得られるのと、それからやってみなければ、裁判を起こしてみたら、それでここに書いてあるので重要なのですが、職務発明の世界では数百万ないし弁護士代等の費用が、これはちょっと問題発言かもしれませんが、ペイしないので訴訟が起きないと言われていたので、仮に皆さんが発明者になってみて、受けるべきインセンティブの額が例えば300万だとしたら、恐らく訴訟ではペイしないから結局訴訟が出せないで結局は、1円も入ってこないということになります。このように、請求権というのは裁判でやらなければならないということで、当事者の負担、それは、今まで産業界のが訴訟リスクが高くて負担が重とおっしゃっていますが、私の目から見れば体力がより弱い発明者のほうに、より不利な制度になっていると思われまます。発明者にこそきちんと十分なインセンティブを差し上げるためには、やはり、裁判を、法廷闘争をしなければお金が、——裁判官がいらっしゃるので恐縮ですが——入ってこない制度というのが果たして良い制度なのかというのは大いに疑問と思えます。この意味では、貴重なエネルギーは法廷闘争に注ぐよりは、事前に、協議をしっかりと尽くした上で納得感の得られる報奨規則をつくっていくという方が意義があると思われまます。貴重なエネルギーはそちらに注いだ方が、よほど良い制度になっていくのではないかと思います。

○土田委員 ちょっと土井委員と対話したいのですが、いいですか。

○大淵委員長 はい。

○土田委員 つまり、土井委員がおっしゃったように、(3)に対する対抗軸として、現行法維持でなぜいけないのかという御趣旨、それは私もよくわかるのです。今の中野さんの説明とも関連しますけれども、私はこう思うのです。つまり、もともと法人帰属の政策になぜ一定の合理性があるかと言えば、それは要するに発明に対する投資をして、その結果、それを実施して事業化する能力があるのは企業だから、法人のほうに帰属させることには一定の合理的理由がある。あとは、現行法でも実質的にそうなっているのではないかという点もありますけれども、基本的には今の点が理由だと思います。しかし、同時に、従業者の発明という活動に対して報いであるとか、あるいは発明者の権利の切り下げはいけないということを経視すると、(1)は必須だと考えて、(3)の特許を受ける権利の帰属の問題とは切り分けて考えてはどうかと思うのです。そうしますと、従業者等の処遇について

は今、中野さんも説明されたように、(1)によって権利が担保されたという理解すれば、このような制度見直しの方針案もあり得ると思うのですけれども、そこは土井委員としてどうお考えなのかということです。その上で、私としては、仮に法人帰属を採用するとすれば、その前提として、また、労使間の紛争を未然に防ぐためにも、(1)のような形で法定請求権の規律を定める必要があると考えているわけです、その点についての御意見をお伺いしたい。それが1点です。

追加で言いますと、これも土井委員への確認ですが、今回の提案でも、現行法上の不合理性の規律は残るでしょうし、あるいは、効果としての推定効によって内容面の合理性を担保することも可能と思うのですが、先ほどの点と合わせて、そういった制度設計についてどうお考えかを確認したいというのが1つです。

○土井委員 ありがとうございます。(3)について、事務局そして土田先生からも御説明いただき、ありがとうございました。おっしゃっていることはわかりますが、だからといって初めから法人帰属とすることについて「わかりました」とは言えません。これまでの議論でもありましたけれども、立法政策として従業者帰属・法人帰属という2つの考えがあるということはわかりますが、現行制度はこれまで積み重ねてきた議論もあって従業者帰属になっています。それを今、このタイミングで変えなければいけない理由があるのですかというところが最後まで私は納得できなかったので冒頭申し上げたような意見を言わせていただきました。

(1)については土田先生がおっしゃっていたことと同じで、帰属がどういう決着になろうとも、(1)でしっかりと法定の対価請求権、仮に名称が変わったとしても現行と同等の法定請求権を保障すべきだというのは、最後まで譲れない部分です。先ほど大淵委員長から、法定の対価請求権よりも、規則に基づいた請求権のほうがいいのではないかという話も出ていたと思うのですけれども、労使できちんと協議した結果を踏まえた規則にのっかってお互いに納得して支払うというのであれば、それは今もやっていることです。ただ、それでうまくいかない場合もあるので、法定対価請求権というのをきちんと認めておかないと、もしかしたら切り下げになるかもしれないという懸念は払拭できないわけです。ですので、(1)というのはきちんと法定の請求権として保障していただきたいというところ。です。

済みません、最後の質問はどういう意味でしょうか。

○土田委員 それで結構です。

○土井委員 大丈夫ですか、はい、済みません、以上です。

○大淵委員長 今の1つ目のほうの、私は前から申し上げているつもりなのですが、これは、私は論文だからコペルニクスの転換とって、それを皆さんですごく転換したと思われたかもしれませんが、理論的にコペルニクスの転換なだけで、もう恐らくほとんどの場合には今でも契約・勤務規則等で全部法人のほうに行っていますから今のままなのです。転換があるとすれば、まさしく先ほど出たような、そのまま無事に済んでいる限りは昔もいいのですけれども、今、技術流出等が問題になって、二重譲渡問題、それからもう御説明いたしませんけれども、共有問題が深刻な問題となり得ます。これらも、今までみんなあまり気がついていなかったから濫用もしていなかったのですけれども、やろうと思えばできるような状態に現行法はなっていることは否定し難いと思うので、その点については、手を打つ必要があるということでもあります。

それから2点目が、請求権のほうは先ほど、私のもよく御覧いただければおわかりのとおり、報奨規則をつくってあればB3型の本体の契約上の請求権で処理されますが、つくっていないところには法定請求権は残っています。このように、二重になっていて前半のところはきちんとガイドラインで示された協議を尽くした規則がつくってあればもうそれで、契約上の請求権で終わります。ただ、そもそもつくっていない、あるいは協議が不十分なきときには前半が倒れて後半が出てきます。そこはきちんと土井委員の問題意識にもかなうように、最初から2つで組み合わせていますから、法定請求権はきちんと残っています。この点は、皆様が納得できるようにいろいろ知恵をひねったつもりです。報奨規則に基づく契約だけにしているわけではなくて、それがきちんとなされていないときの安全弁もきちんとつけた上でのものです。その点は御覧いただければと思います。

○土井委員 ありがとうございます。その意味だと、今は、特許法35条5項により、ルールがない場合やルールが不合理な場合に裁判所が対価を算定するための考慮要素が規定されていますが、ここは残るという理解でよろしいのですね。

○大淵委員長 そのとおりです。私の理解では、だんだんと私の理想とするところに近づきつつある。その途中のようなものが平成16年改正といえると思います。その意味では、同じ思想であり、要するに、予測可能性、納得感を高めようとしたら、裁判所が全くゼロから決めるよりは、今で言う平成16年改正後の4項の合意があれば、それが立てばそれで行くし、立たなければ5項に行き、裁判所が定めるという構造となり、だんだんと近づいてきているのです。これは、この意味では、全く違うものではなくて、私の理解では平



成 16 年改正で、予測可能性と納得感という非常に重要なものを達成しようと思って努力されたのを私なりにもう一步進めたというように理解しています。その意味では、違う思想ではなくて、方法論が違うだけであるというように理解していただければと思います。

どうぞ。

○片山委員 片山です。実際に法改正があると実務に携わる者としての視点から質問があります。(1)で「現行の法定対価請求権又はそれと同等の権利」、先ほどから議論になっているこの「現行」というのは何かという点です。読む限りでは、もちろん旧法時代の請求権ではなく現行法下のものと考えられますが、といたしますのは、ここで例えば「従業員の処遇」というのが現行法の第5項に出てきまして、それは対価の額を決めるときに考慮するということになっていきますので、そういう理解をいたしました。そういう形で立法がされたときに、現在、現行法下で各会社には規則があるわけですが、その規則におけるレベル感をどうするかということを皆さん検討されるのだろうと思うのです。この問題の発端の1つは、そういう現行の規則が無効だと言われたいだろうか、裁判所で争われたときにですね。それが1つの大きな発端になっていたと思うのです。そこで、それぞれの会社でそれぞれの基準があるわけですが、そういうようなものを出発点として改正後の制度設計をすることになります。例えば非常に事務が繁雑なのでもう少しシンプルにできないかというようなことが検討されるのでしょう。

一方、現行の各企業でつくっておられる規則は、旧法下における対価請求で裁判所が認定した率よりは、かなりの程度低いと思われまます。そういうような現状でもって新法もとの実務が行われていくであろうなというように思います。これは御質問、意見、あるいは感想、どういように申し上げていいのかわかりませんが、大きく私の理解が間違っているということであればちょっと御指摘をいただければと思ったのですが。

○中野制度審議室長 間違っはおられはしないのではないかと思います、ここで「現行の」と書いたのは先ほど御説明したとおりです。旧法とおっしゃるのは平成 16 年の前ということですね。

○片山委員 そうです。

○中野制度審議室長 それは全く考えていません。それは全然違いますので。

○大淵委員長 平成 16 年改正後の現行法。

○中野制度審議室長 ええ。それで御懸念の訴訟の関係とかというのは、まずは新法、すなわち平成 16 年改正後に行われている職務発明規程とか契約だとか、そういったものが

参照されるのは、それはそうだと思います。逆に言うと、平成 16 年改正後はよくできていて、訴訟が起きていないので土井委員なりほかの委員がこれまでおっしゃられたように、法改正する立法事実はあるのですかというものが 1 つの論点になっていたぐらいですから、でもまだこれからリスクが大きくなる、あるいは潜在的にあるということですので、その辺はこの制度設計の骨子で言うと（２）のガイドラインということで考えてございます。

○片山委員 ありがとうございます。付け加えさせていただくと、法改正には結論として賛成です。この改正に大きな意味を持たせるとすると、これまでの制度は発明が単独で行われる、あるいは非常に少人数で行われるというようなイメージの下に法律が書かれているものに対して、現実の企業における発明は、特に日本企業の強いところというのは、あるグループでとか組織的な技術開発活動の中から発明が生まれているという、そういうものをより実現しやすいような制度がつかれるという点ではないかということで、賛成でございます。

○中野制度審議室長 ありがとうございます。今の片山委員の御指摘されたような趣旨というのが私どもがこの骨子を考えたときの趣旨でもございまして、本来いいイノベーションをつくらうとしたときに、使用者と従業者の対立があるというのがおかしくて、それは相互、協働するという、そういう意味ではよく新聞のヘッドラインとかでは発明は会社のものか個人のものかみたいな書き方、まあヘッドラインですからそう書かれるのはやむを得ないのですけれども、問いとしてどうなのかというのは正直思っておりまして、先ほども御指摘がありましたように発明の人格権というか、発明をしたのはやはりそれは個人なわけで、ここで書いているのは特許を受ける権利が法人に行くということをやっているの、それをもって発明はどっちのものだというのは一概にも答えられないですし、実務上も両者が共同で利益を両方とも共有できるような形のときが一番いいイノベーションができる。ただ、訴訟というのはそれを引き裂くようなことであるので、その訴訟リスクを引き下げるべくいろいろな工夫をこの 3 本柱でしたという趣旨でございます。

あと、その中でちょっと思い出したので申し上げますと、土井委員の御質問に 1 個、答えていなかったところがございましたので申し上げますと、2 の制度見直しの（２）の①で、企業の自主性を尊重するというようなところは、当然従業者と使用者の協議をしたという意味での企業の自主性でございまして、ここで書いたのは、政府がガイドラインをつくと書いたもので、どちらかというとなら官と民という考え方で、民がやろうとしている自主性を官が阻害するということをおそれて、そういうことではないのですよという意味で書

いたのであって、ここは労と使ではなくて官と民で、この民のときは労と使の協議済みという、こういう趣旨の自主性でございますので、そこは今後、誤解がないように表現ぶりをもう少し気をつけて書かせていただきます。

○大淵委員長 済みません、先ほど片山委員からお尋ねがあったのは、こちらに対するお尋ねでもあったかと思えます。私はこれも前から申し上げようと思っていたのですけれども、御覧いただいたかと思うのですが、知財研の報告書は、立法論として書きましたけれども、私はこれは全部 100%、平成 16 年改正前の旧法ですら解釈論でもできた問題だと思っております。その点が、ここに書かせていただいたN型とS型というものに関係しております。裁判例も、譲渡代金のように理解している裁判例もあれば、もっとインセンティブ金だということで理解されているものもあります。これは特に設楽判事の和解に出ています。このように、漠然と見ると譲渡代金と思って算定する裁判例もある反面、やはりもともと職務発明というのはインセンティブ付与の問題だというように考えると、やはりもっとインセンティブとしての合理的な範囲があるのではないかということで絞って考えている裁判例等もあります。私は、やはり職務発明というものの本質から言うと、後者のように考えるべきなので、先ほど言われた平成 16 年改正前の旧法でも本当はそう解釈できたし、すべきだったのだけれども、そうでもなく、判例にばらつきがあったので、そこはだんだんと平成 16 年改正でかなりインセンティブに近いようなところに絞ってきたし、今回はそれがより明確化されるようにすべきと思えます。その意味では先ほどあったようなことと言えば、すべての法律、すなわち、平成 16 年改正前の旧法、平成 16 年改正後の現行法の下でも、すべてインセンティブである限りはインセンティブにふさわしい額と手法というものがあるので、その点ではさほど変わらないけれども、そこをより明確に出したほうがいいということでもあります。そのような意味での確認規定であります。先ほどの最終的帰属先ももともと法人なのだけれども、安定性を出すというのと同じように、インセンティブとしておのずから落ち着くべき額を、法廷闘争で実現するのではなく、最初からもうそういうものを避けて契約的に対処するという意味では、方法論的であるし、かつ、非常に確認的であるし、実は皆さんの考えておられるのとさほど違いがないのではないかというように思っております。

どうぞ。

○山本委員 ありがとうございます。今日は基本方針を審議する日だと思います。そして(1)から(2)、(3)にかけてについては、私自身はこれで結構ではないかと思えます。

もちろん、これを踏まえてどう検討していくかが次の課題だと思います。技術的な問題は今後の課題ということかもしれませんが、やはりこの段階で1つだけ要望と申しますか、これは大事だと思うことがありますので、それを申し上げさせていただければと思います。

帰属に関しては、やはり安定的である必要があると思います。そして、現行法は発明者帰属であり、契約・勤務規則によって法人に承継される。これはその当否についてはいろいろな御意見があるかもしれませんが、非常に明確で安定的だと思います。それが今回、仮に改正するとして、不安定になることがあってはならないと思います。

1つは、先ほど日本弁理士会からでしたか、a案、b案というような考え方が示されてきました。a案というのは、法人帰属が原則であって、契約その他によってその例外を認めるというものです。これは、当否はともかくとして、安定的なのだろうと思います。それに対して、b案というのは、職務発明であり、プラスアルファの何かの要件があって、法人帰属とするというものです。これは、プラスアルファの要件次第によっては、不安定になる可能性があります。先ほど大淵委員長、その他の方々が受益の意思表示と申しますか、意思表示を要求されるのも、安定性という観点からは必要なことだろうと思います。そこは、いずれにしても明確になるようにしていただきたいと思います。

問題は、受益の意思表示だけで法人帰属にするのではなく、(1)及び(2)のインセンティブ施策について適切なものをしなかった場合に、どうなるかという点です。素朴に考えますと、そのような適切な施策がとられていなければ、法人帰属を認めることはできないというような方向が出て来るかもしれません。しかし、そうなりますと、発明者である従業者に帰属してしまっていて、現行法の状況下でも誰も望んでいない結果になってしまうと思います。

やはり、帰属は明確にして、そして(1)と(2)、特に(1)の権利保障は帰属とは切り離す形で定める必要があるのではないかと思います。自明のことだったかもしれませんが、やはり気になることでしたので、確認をさせていただければと思います。

○大淵委員長 途中で少しだけ心配になりましたが、結局、安定的なものが望ましくて、不安定なものは不可だということで大変に安心いたしました。全くおっしゃるとおりだと思います。権利の帰属というのは法律関係の出発点たる基礎となりますから、安定的であることは、取引先を含めて関係者全員のために不可欠だと思っております。

中村委員が先で、その次に井上委員、お願いいたします。

○中村委員 今の意見は大変大事でありまして、私は中小企業の立場ですごく荷の重い思いを今しています。中小企業、先ほど19.4%と言っておりますけれども、要はどうでもよいという感じがあるわけですが、私はそうは言わないと思います。これからは、例えば将棋で言えば最初からぶつかり合うのは中小企業の「歩」がぶつかる。だけれども、今回のこの見直しの案、私は非常にいいと思います。やはり「歩」も陣地へ行けば「と金」になる。やはりそういった望みがあるからそれを上手にやるわけで、どちらかということこれから、今は景気が悪いですからこれをやるには戦略が必要です。そのときに、法人帰属、私は誰と契約するのだというのはよく出る話です。外国へ行った場合、会社なのですか、発明者なのか、どっちなのだ。発明は誰が持っているのだと、そういうことになりますので、これはもう明確にしておくべきだと私は思います。

ただ、今日、非常に興味があるのは対価とか同等の権利、この中身がちょっと知りたい。企業はノーベル賞をとりたいと思っていません。だけれども、発明者、この部下にはノーベル賞を上げたいなど、そういう気持ちは重々あるわけです。あとガイドイラン、非常に便利な言葉なのですけれども、この中身、対価とこのガイドラインの中身がわかると中小企業は、ああこういうことがあるのかと、初めてそこで気がつくのではないだろうかと思えます。結局、これからいろいろと海外に進出していく中小が多いと思えます。そのときに、中小が大企業とけんかして唯一勝てるのは特許以外にないと私は思います。そのところが曖昧では絶対にいけないと私は思います。そういったときに、まずは国のほうでガイドライン示してもらおうと、それに応じて中小は動き出すかもしれない。私はそちらのほうを期待したいと思います。

とにかく、今いろいろなノウハウとか技術が海外流出しているので、法人帰属は、これは絶対に必要です。あと大学等とかいろいろな事情があります。私も産学ではいろいろやっているのですが、この前も言いましたけれども、特に外国系と絡んでくると、この薬は誰が発明して誰が権利を持っているのですか、大学が持っているのですか、こっちですかと、そのようなことによくぶつかります。例えば一例なのですけれども、日本国内でも国立大学がいろいろ研究をやっていて、発明者がもし個人だったら、その学生さんが外資系の大手に就職する場合があります。多額の報酬で外資系に行ってしまったとしたら、また私は納税者として納めた税金で、その学生さんが海外で活躍したとしても複雑な気持です。いろいろな立場があり、私は大学のことは良く分からないので勝手なことは言えませんが、例えばそういったことも含めてガイドラインでの保護はその中身が非常に中小企

業として興味があると、私はそう思います。

以上です。

○大淵委員長 井上委員、どうぞ。

○井上委員 帰属に関する制度設計については、今回、大淵先生から非常に丁寧な説明があったので問題の所在がはっきりしてよかったかと思います。これは当事者にとっても取引に関わる第三者にとっても取引の起点になるわけですから、規範的な要素が入るような条件をつけるというのはこれはよろしくないと思います。できるかぎり簡明な制度にしていきたいと思っております。

また、報道などで「会社が従業員か権利を取り上げてしまう」というようなキャッチーな見出しが出るがありますが、中野さんから丁寧な説明がありましたように、本当はそうではないということをしっかりアピールしていく必要があると思っています。現在でも、従業者に原始的に権利が帰属してはいますが、通常は会社の営業秘密でもあるわけで、それを自由に従業者が何か活用するということとはできないということになっています。その意味でもどちらに帰属させるかというのは法技術的な問題にすぎず、大きな問題ではないということをして社会に向けて説明していく必要があと思います。

帰属の問題はすっきりしつつあるというように思うのですが、請求権に関してはまだはっきりしていないところがあって、本日の資料では（１）の「現行の法定対価請求権又はそれと同等の権利」となっていますけれども、その法的な性質が明確ではありません。現行の請求権を実質的に引き継ぐというお話ですが、知的創作への報いなのか、発明者へのインセンティブなのか、現といった法的な性質論がどう影響してくるのか、今後、まだ議論が分かれるところがあるように思います。次回の委員会で実質的に議論する余地があるような状況なのか、それとももう事務局のほうすべて任せてほしいというようになってしまうのでしょうか。現行制度について現行制度を合理的に改善するというについては反対はしないと組合側の委員の方もおっしゃっていましたが、本日の資料の「現行の法定対価請求権又はそれと同等の権利を保障する」という表現では、現行制度の改善がしづらくなってしまうのではないかと心配しております。ガイドラインで押さえるということだとは思いますが。

○土田委員 関連していいですか。

○大淵委員長 宮島委員にお当てしたいので、恐縮ですが、手短にお願いします。

○土田委員 はい。今日の産業界の参考資料の８を見ていただきたいのですが、手短にし

ます。2のところ、今日の資料2の制度見直しの方針案の(1)では、「現行の法定対価請求権又はそれと同等の権利」と言っている。これに対して、これでは適切な表現ではないとして、「一定の手続を経て策定した契約、勤務規則等に基づく報奨請求権」とすることが適切である」と指摘されています。今日の最終的な確認は、今、井上委員がおっしゃったように若干まだ曖昧なところが残っているのですけれども、私はこう理解したのですが、これでいいのかということです。(1)「従業者等に対して、現行の法定対価請求権」、ここまではいいですね。問題は、「又はそれと同等の権利」の趣旨です。先ほど中野さんは「実質的に」というのも入るとおっしゃいましたけれども、これは、例えば法定ではなくて、契約、勤務規則等に基づく請求権が発生したとしても、それは現行の法定請求権と同等のものでなければならないというそういう趣旨だと私は理解しているのですが、それでよろしいでしょうかということです。

○中野制度審議室長 私は、それは先生が今おっしゃったとおりだと思っています。そこは、今、参考資料8の4委員の方から出された資料に言及されておられましたけれども、私はこの資料をいただいたときに、ここで書きになっているように、「9月3日付意見で申し述べたとおり」というようにお書きになっていて、少し書き方ははしょられていますけれども、あのときはこの報奨請求権とは書いていなかったのですけれども、似たような表現があった後、「を法定する旨」と書かれておって、かつ土田先生がまさにそのときに、これは法律上の権利義務を発生させるものかというように御質問されて、萩原委員のほうから、そうですというようにおっしゃられていたことを実は踏まえておまして、そうすると、現行の対価請求権と、まあ性質とかいろいろ議論されているように、名称とかは変わるかもしれないものの、実質的には現行の対価請求権と同等の権利が保障されていると解してもいいのかなと思ってこういう書き方にさせていただいております。

補足的に申し上げますと、たしか9月3日の4委員から出された意見は、そういうような法定する旨をやると有意義で、それをやることによって9月3日のときの資料のいわゆる論点1の法定対価請求権またはそれと同等の権利を保障しない場合は財産権の観点からまずいのではないかという論点が回避できるとお書きになっていたもので、ではそれを受けてこのまま、この対価請求権又はそれと同等の権利が保障されると書いたのですが、今日いろいろ御議論、御批判いただいたように、言葉がまだ曖昧でして、これは骨子ですので、今日いただいた御議論を踏まえて表現の修正を委員長とも相談しつつ検討させていただきたいという、こういうことでございます。

○大淵委員長 私の理解するところでは、先ほども実質的に切り下げるものではない云々ということも踏まえてやれば、まさしくさきほどのように着地点は基本的に同じだと思います。それを法定請求権でやるのか報奨規則でやるのかという、実質的に同等なことを別の法的手段によるという御趣旨だろうと思います。それが先ほど井上委員が言われたところにも関係してくるので、最終的には代金ではなく、インセンティブだろうと。ただ、それを法定請求権でやるのか、それとももっと別の形でやるのかという点は、最終的には、インセンティブとして、発明者個人にとっても何がベストかということをいろいろ悩み悩んで考えて、その点を詰めていくうちに、法的性質というものも自ずから明らかになっていくのではないかと思います。

では、宮島委員にお当てしようと思っていて全くお当てできていないので、まずは、済みません。

○宮島委員 短く感想と課題を申し上げます。今、世の中の雰囲気として、今回のノーベル賞もありまして、普段よりはずっと一般の人、特許など自分には関係ないと思っている人の関心も高まっていると思います。その中で、遠い昔のことですから今とは全く状況が違うのですけれども、中村さんの例はいろいろなところで引用され、会社ってこんなに頑張った従業員に対していつも味方というわけではないのだなという気持ちが生じるような記事が出ていることも確かで、そんな中での今回のとりまとめであります。これまで新聞でも何紙かは書きましたけれども、恐らく今日は取りまとめというところで今までよりは大きな報道が出ると思うのですけれども、そのときにやはり書くとしたら、今回の見直しを10秒でどう書くかと言ったら、やはり発明の帰属を、そうじゃないとおっしゃいますけれども、10秒で書くとしたら、やはり原則、従業員から会社のものにするというように書いて、それには反論できないと思うのですね。そのときに私がやはり非常に重要だと思っているのは、この1番のところ、しかも(1)として明確に、従業員に対してちゃんと同等の権利を保障すると書き、決して水準を切り下げることはしないということを明確に私たちが発信しているということだと思うのです。それでもなお、例えば私が本社とかで説明しても、じゃあこのガイドラインというのはどうやるのだよ、手続だけで中身はよくわからないとか、じゃあどういうふうに担保するのかと、様々な疑問がだされまして、そのところをちゃんと詰めて安心できるものにするということが非常に大事かと思います。

同じように、土井委員は納得されたかわかりませんが、一般の人から、やはり何で特許と関係のない中小の人とか私たちまで変えられる必要があるのかという素朴な疑問



は当然あると思います。この議論に参加した私は自分の中で一応わかったつもりではいませけれども、これをまた普通の人に1から説明するのになかなか苦難しているという状況もありまして、理解を得るのはなかなか難しいところもあると思います。そんな中で、やはり(3)の②で、取り決めのない人たちに関しても「権利が不当に扱われることがないものとする」と明確に書いてあるのですけれども、このところをどういう形で不当な取扱いがないようにするのか、そういったところは恐らく今後、一般の人に対して、あるいは国会の場でより丁寧に説明していかないとなかなか納得が得られないと思いますので、このところを詰めていく、そこがこれからの課題だと思います。

○大淵委員長 ありがとうございます。

では、順番があれですけれども、レディーファーストなので、土井委員、お願いいたします。

○土井委員 済みません、すぐ簡単に終わります。私の発言の仕方が悪かったのかもしれないですけれども、決して法人帰属に納得したわけではないので、そこは御理解いただきたいと思います。

それと、先ほどから問題になっている(1)ですけれども、井上先生から、ここについて何らかの手を加えないと改善にならないのではないかというお話があり、そこで私の発言が引用されていたと思うのですけれども、私は、現行の法定対価請求権をいじらなければいけないのだと思っているわけではなくて、ここはきちんと維持すべきだと考えています。その上で、今、産業界の方が、わかりにくい、法的なリスクがあると言っている手続の部分について、(2)のようにきちんとガイドラインをつくってもっと法的な予見可能性を高めようという、そういった改善は理解しますということです。(1)の文言について、これから何らかの修正がされる予定があるかのように先ほどおっしゃられていましたけれども、やはりこの(1)の「現行の法定対価請求権又はそれと同等の権利を保障する」というのをきちんと残していただかないと。

○土田委員 残すでしょう。

○土井委員 残しますよね。残していただいたとしても、宮島委員がおっしゃったように、これで特許は会社のものになって自分たちの利益は切り下げられてしまうのだと思う人が大半だと思いますので、(1)についてはきちんとこの文言で残していただきたいと思いません。

○大淵委員長 先ほどの宮島委員のに関連して、1点だけ。先ほど出ていましたように、

契約等でどちらでも決められるのであり、別に法人帰属に決め打ちになっているわけでもなくて、各社でやりたいようにやれるようにするという点であります。この点は、もう確実に出ていることかと思えます。病院等は別である等のバリエーションがあるものだというところは、一般の方にもおわかりになりやすい点かと思えますので、ご説明を是非ともよろしくお願い致します。どうぞ。

○萩原委員 ありがとうございます。今、中野室長の御説明の中で、前回の私の発言の部分がでてきましたので、若干確認的に発言させていただきたいと、こういうこととなります。

前回の委員会で出させていただいた私どものペーパーでこういうように表現させていただいておりました。発明者に報奨する旨を法定することが有意義であるということとなります。したがって、契約であろうが、法律で報奨請求権というものを決めようが、いずれにしても何かしらの報奨を請求する権利が出てくるということとなります。それが財産権、すなわち憲法の財産権の侵害ではなくなるということで、それを根拠に同等の権利というような書きぶりになったということですが、私はあのときにそういう発言をしたのは、知財研の研究会の中で、お名前を出してしまいますけれども、山本先生が、発明者から現状存在している請求権、それをすべて取り上げてしまうと、これはもしかしたら財産権の侵害になるかもしれないという、あれはレポートだったと思えますけれども、御発言もあったかもしれませんが、それを受けて、今回、何かしらの報奨請求権という形を私どもから出させていただくことで、全部取り上げてしまうのではないということなので、したがって、山本先生の御指摘に従うと、財産権の侵害という問題ではなくなるのではないかと趣旨であります。

以上です。

○大淵委員長 先ほど北森委員とそれから赤井委員が手を挙げられましたので、まず、北森委員、どうぞ。

○北森委員 今の議論からは少し外れるかもしれないのですが、先ほど中村委員から大学はどう考えるのだと、大学から来ているのは私ぐらいでしょうかね、研究の現場から来ているのは、答えないわけにはいかない。それから、井上委員からの御指摘の営業機密その他、企業の機密をどうするのか、この2つに関係するのですが、発明をした人、これが動くというのはもう当たり前で、これはむしろ発明をした人がその企業、あるいはその機関、大学も含めてずっといる、終身雇用が前提というのはやはり日本独特の考えであって、世

界的にすぐれた人はどんどん動いてステップアップをするというのは当たり前の世界になっています。大学はどう考えるかという、そうしたことに対応することと同時に、若い人たちの人口がどんどん減って、これも何回も言っていますが、30年後には若い人たちが半分になる。日本を支える人たちが半分になる。その分を国外から補わなければいけない。そうすると、動くことが前提の人たちがこの我が国に来て労働的なところもあれば知的生産のところもやる、そういう時代が来る。そのときに動けないというようなことが社会システムとして前提だと人は来ない。それから、特許についても、それが属人的にその能力が評価され、その人が動こうとすれば動かないようにもっとよい条件を提示するという社会にならないと、この国の科学技術立国はもう危うくなっていく。どんどん、どんどん社会は変わっていくということが1つであります。

それからもう一つ、先ほど宮島委員からありました一般の報道で、今回のノーベル賞、これは特許に関してカリフォルニア大学サンタバーバラ校の中村先生の例がよく引用されますが、赤崎先生の特許もスーパー特許の例です。これは第1回の委員会で私が紹介いたしました。赤崎先生の特許は赤崎ビルというビルが名古屋大学に建っております、通称です。こういった特許というのはノーベル賞よりも少ない。これは西澤先生、東北大学の特許だとか、歴史に残るような特許というのはアカデミアからも数えるほどしか出てこない。もうノーベル賞は数年に数個出る実力がある国であります、それと産業的価値とは違うということです。

それと大淵先生からさっき冗談に、ノーベル賞1億円というのは、あれは危険。そういう意味では赤崎先生の特許は建物が建ってしまうぐらいで何十億円、あるいはそれ以上の価値があるものであって、ノーベル賞1億円という、ここは発言録が残りますので、それがある意味ひとり歩きされると困るなというのが感想であります。そのところは、ノーベル賞というのはスープリムですので、一番トップですので、上限1億円という、そういう誤った解釈もされかねないので、ぜひそのところは。

○大淵委員長 あれは一応の目安で、600億円かどうかというレンジで考えているものですから。

○北森委員 一応の目安でも、それは。

○大淵委員長 わかりました。御趣旨は非常によくわかりましたので。

○北森委員 発言録に残していただくようにお願いします。

○大淵委員長 わかりました。

次に赤井委員が手を挙げておられましたので、どうぞ。

○赤井委員 2点あるのですけれども、1点目は今、北森先生から大学のお立場ということでお話があったので、今回の見直しで、実態は今、個人帰属といっても1回個人に来て、規則で決められているので、「はい」と会社に渡している、大学に渡しているというのが実態だろうと思うのですね。大学の場合、何が問題かという、間違っていたら訂正いただきたいのですけれども、特許を出したいと思いますと、そうしますと大学の出願委員会に持っていきます。ただし、大学の場合はそんなに資金がないので全部出すわけにはいきませんと、先生がおっしゃっているスーパー特許とかそういったものしか出せない。そうしたら、法人帰属になったら、法人帰属だから全部出させろと言われてたら困るし、でもすばらしい特許なのだけれども、そのときまたま価値がわからなくて出せなくなったら困る、ここをどうするかというのが一番大きな問題なのかなと思っております。

あと一点、今回、制度見直しの方針の中で、今までと違うなど思っている点が1点ありまして、2番目のインセンティブのところですね。金銭以外のものを認める方向にしましょうということなのですけれども、これはそもそもの趣旨を考えますと、予見可能性をつくりたいということが根本にあったと思うのですけれども、金銭というのは確かに計算は面倒くさいのですけれども、ある意味ではクリアなのです、何%と決めて計算すればもうそれで決まってしまうのです。ところが、それ以外のものというのは非常に曖昧で、人によったらこれはいいと思うし、人によったら、同じ課長でもこっちはよくてこっちはだめだとか、もうそういうわけのわからない議論まで入ってきて、ますますこれは違うものを入れると予見可能性がなくなるのではないかなという点をちょっと懸念するので、今後、ガイドラインというところを考える場合に、そこは考えられたほうがいいのではないかというところをすごく感じております。

以上です。

○大淵委員長 矢野委員までは先ほど手を挙げておられたので、ギリギリセーフで、どうぞ。

○矢野委員 先ほど事務局のほうから9月3日付の意見で申し述べたとおりというこの文言について、前回の意見のものと同じであると思えますという御説明がありまして、そこについて念のため、確認のために申し上げたいと思います。萩原委員のほうから先ほど御説明はあったのですが、私どもが8回に提出した書面は「一定の手続を経て策定した契約、勤務規則等に基づき発明者に報奨する旨を法定する」ということでして、事務局が先

ほど御説明いただいたとおり、これを全く同じ意味で今回の書面にも出させていただきます。ここで法定するというのは、あくまで一定の手続を経て策定した契約等に基づき報奨する旨を法定する、そういう意味で産業界からは出させていただきます。

以上です。

○大淵委員長 要するに、趣旨としては「法定する」と言うから法定請求権みたいになってしまうので、要するに、契約上の請求権という御趣旨だと理解していたのですけれども。

○矢野委員 はい、そうです。

○大淵委員長 ありがとうございます。そこは書き方がやや未整理なだけで、そういう御趣旨だということで。もう時間が来ているので……。

○澤井（和田委員代理） まさにそういう趣旨なので、発明者に法律で何か権利を与えるという意味ではないということは、間違いなく御理解していただきたいと思います。

○土田委員 先ほどさっき確認したのは、だからそれはそれでいいけれども、契約上の請求権でもいいのだけれども、それが現行の請求権と実質同等のものである必要があるというのが今日の（１）の趣旨だということを確認したかったということです。

○大淵委員長 それは内容として実質的に同等だということで、もうそこでほぼ同じなので、そろそろ。

○中野制度審議室長 それは同等ということですか。

○澤井（和田委員代理） いや、この「同等」という言葉は非常にミスリーディングになっています。要するに現行の法定対価請求権というのは特許を受ける権利が従業者にあって、会社に譲渡されます。その対価として法定の請求権があるわけですね。だけれども、今度、法人帰属となったときには、帰属先である会社がどのように発明者に報いていくかという形になるわけですから、その内容が全く対価と「同等」といえる構図には、私はならないと思うのです。したがって、「同等」という言葉はやはりミスリードだということだと思います。

○大淵委員長 それは、私が理解していたのは、冒頭に事務局のほうからインセンティブだということに言われているので、代金ということではないから、そこはもう十分、今のところは齟齬はないのではないかと理解していたのですけれども。先ほど言われたのはインセンティブというよりは代金だと理解されていたので、旧法は問題だと解されていたのですが、ここでは、あくまでインセンティブとしての立論としてすべてなっているから、そこは、問題ないこととなったということで理解していたのですが、まだ何か。どうぞ。

○井上委員 済みません、土井さんのお立場について誤解を招くような引用をしてしまったとすればお詫び申し上げます。いずれにしましても、請求権の内容については、同床異夢のようなところがなきにしもあらずのような気がします。

○大淵委員長 今回の点は、今回で議論が終わるわけでもないので、テイクノートします。だんだんと詰めていくべき点だと思いますので、ここで終わってしまうということではなく、次回もありますので。

それでは、ありがとうございましたということで、事務局からそろそろ 20 分以上超過しているからということでせかされておりますけれども、論点は2つあって、資料1と資料2をベースに本日の皆様からいただいた御議論も踏まえまして、事務局のほうで、今回は当小委員会の取りまとめ案というものを作成して、まさしく次回の会合で本日のものを踏まえて御議論いただくということで御了承を得たいと存じますが、これでよろしいでしょうか。

○中野制度審議室長 次回は、今日御議論いただいたものを踏まえて、この骨子を膨らませて1つのこの審議会の取りまとめの案を事務局のほうで委員長と相談して、また御提示をして、そこで今日のような御議論をもう一回していただきたいと思っております。

○大淵委員長 今日のが骨格で、それにもう少し肉付けしたようなもので、本日のものを踏まえたものだというように思いますが、それでは、そういうことで次回も御議論を。

それでは、今の付加説明も含めて御了承いただいたということと理解しております。本日も長丁場になっておりますが、本日の議論を終了したいと思います。

#### 4. 今後のスケジュールについて

○大淵委員長 それでは、最後に事務局から今後のスケジュールについてお願いいたします。

○中野制度審議室長 次回の予定ですが、調整して追ってまた御連絡をさせていただきますので、今日の配布資料につきましては机上に置いておいていただければ後日お手元にお送りさせていただきます。

○大淵委員長 それでは、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第9回特許制度小委員会を閉会いたします。本日も長時間、非常に御熱心に御審議いただきまして、どうもありが

ありがとうございました。

5. 閉 会